



事業者のみなさまへ



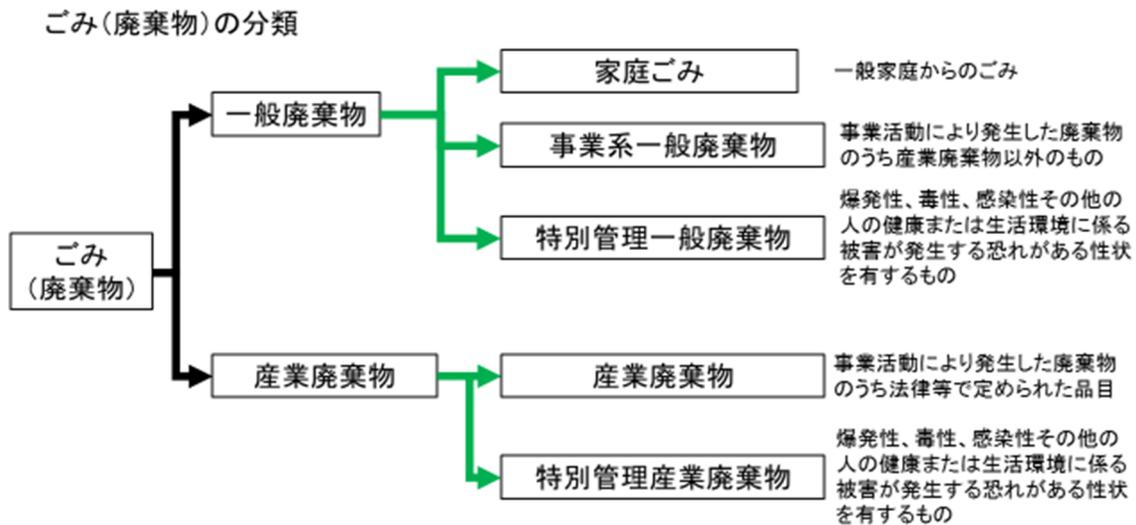
～事業系ごみの分別について～

事業系ごみ(事業系廃棄物とは)

事業系ごみとは、事業活動によって発生した廃棄物のことを指します。これは店舗や会社、工場等だけでなく、学校や病院、社会福祉施設等の事業活動により発生したごみについても事業系ごみに該当します。発生した廃棄物は、質や量、営利・非営利を問わず事業系ごみとなり、家庭から出される家庭ごみ(一般ごみ)とは異なり、法に基づき、自らの責任において適切な処理を行う必要があります。

ごみ(廃棄物)の分類について

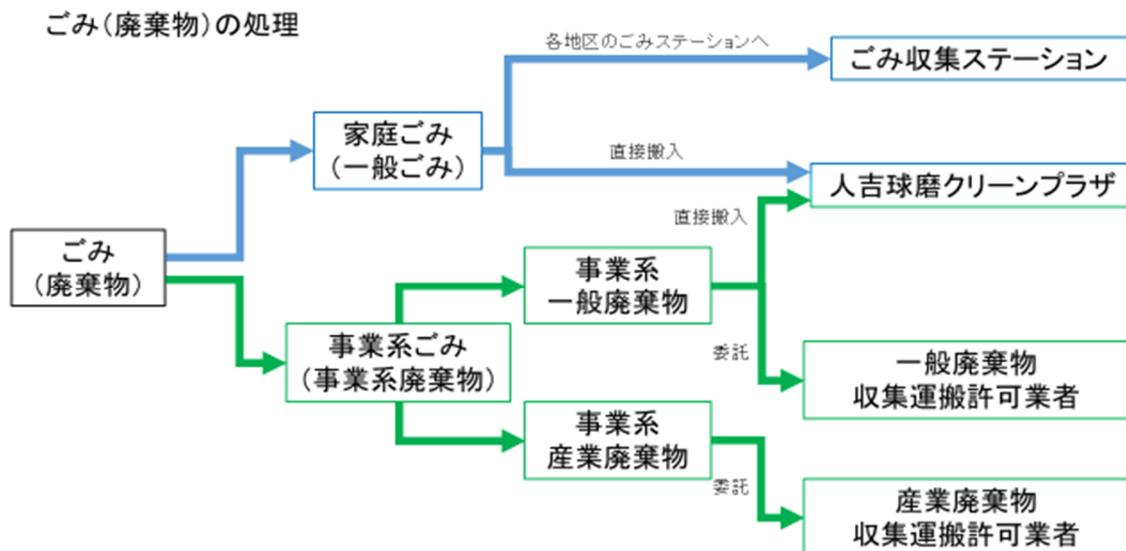
ごみの分類については、次のように分かれます。



ごみの分類において、特に注視しなければならないのが、事業所から出るごみは一般廃棄物の中でも家庭ごみとは別に事業系一般廃棄物として分けられるところです。また、この家庭ごみとは、日常生活を行ううえで発生する生活ごみのことを指します。

ごみの処理について

ごみの処理については、次のような流れになります。



ごみの処理においては、まず、家庭ごみか事業系ごみかに分かれ、更に事業系ごみは事業系一般廃棄物か事業系産業廃棄物に分かれます。この処理方法からも分かるように、事業系ごみは各地区に設置してあるごみ収集ステーションへ出すことはできません。仮にごみ収集ステーションへ出した場合には、不法投棄扱いとなり、処罰の対象となります。

また、収集運搬の委託を依頼する際には、一般廃棄物であれば、球磨村が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者へ、産業廃棄物であれば、熊本県が許可した産業廃棄物収集運搬許可業者へ依頼をお願いします。

※人吉球磨クリーンプラザへ搬入する際には、事前に搬入可能物についてご確認ください。

※収集運搬料や処分料に関しては、依頼する業者にご確認ください。

産業廃棄物の分類

産業廃棄物の分類は、事業活動に伴い発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法に定められた 20 種類のごみに分類されます。分類される中で、1～12 までは業種を特定せず排出される産業廃棄物となり、13～20 については、特定の業種から排出される産業廃棄物となります。分類については、以下のとおりです。

あらゆる事業活動で生じる産業廃棄物

1. 燃え殻	石炭殻、灰かす、焼却炉の残灰、炉清掃排出物等
2. 汚泥	工場排水などの処理後に残るもの等
3. 廃油	動植物性油、鉱物性油、溶剤等
4. 廃酸	硫酸・塩酸・写真定着液等の酸性廃液
5. 廃アルカリ	ソーダ液・写真現像液等のアルカリ廃液
6. 廃プラスチック	発泡スチロール、廃プラスチック製品、容器包装等
7. ゴムくず	天然ゴムくず
8. 金属くず	空き缶や鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
9. カラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	空き瓶や廃ガラス製品、廃陶器製品、廃石膏ボード、レンガくず等
10. 鉱さい	高炉・転炉・電気炉等の残渣、不良鉱石、不良石炭等
11. がれき類	工作物の新築・改築や除去に伴い生じたコンクリート等
12. ばいじん	大気汚染防止法で規定する煙発生施設で集められたもの

特定の業種から生じる産業廃棄物

13. 紙くず	建設業で、新築や改築、除去等に伴う紙くず、紙加工品製造業・印刷出版業に係る紙くず
14. 木くず	建設業で、新設や改築、除去等に伴う木くず、製材業・木製品加工業に係る木くず
15. 繊維くず	建設業で新築や改築、除去等に伴う繊維くず、繊維工業に係る木綿や羊毛等の天然繊維くず
16. 動植物性残渣	魚へ獣の骨、内臓のあら、野菜くず、パンくず等
17. 動物系固形不要物	家畜の解体等に伴って生じる骨等の不要物
18. 動物のふん尿	牛・馬・豚・鳥等や毛皮獣等の糞尿
19. 動物の死体	牛・馬・豚・鳥等や毛皮獣等の死体
20. 汚泥のコンクリート固形化物等	1～19の産業廃棄物処理のために処理したもので、いずれにも該当しないもの

産業廃棄物の廃棄方法

産業廃棄物は、原則自治体では処理ができません。処理に関しては、熊本県が許可する産業廃棄物処理業者へ委託する必要があるため、注意が必要です。また、産業廃棄物の処理品目によっては業者の許可が異なるため、産業廃棄物の処理を実施したい事業者は廃棄物の内容を確認した上で処理業者を選定することが大切です。処理業者については、熊本県のHPでも確認することができます。

罰則について

先ほども述べたように、事業系ごみはどのような質や量の多少に限らず、各地区のごみ収集ステーションに出した場合には『**不法投棄**』と同様の扱いとなります。事業系ごみの野焼きについても原則として禁止されています。仮に違反して不法投棄や野焼きをした場合、罰則として、5年以下の懲役もしくは、1千万円以下(法人の場合には3億円以下の罰金)、またはこれらの両方が科せられます。

3R(スリーアール)の取り組みの徹底

これまでのことから、事業者は適切にごみを処理しなければなりません。また、事業者の責務として法には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める」と記載されています。そのため、事業者は、ごみの分別や再利用等の検討、実施を行い、ごみの減量に努めるためにも3Rの Reduce・Reuse・Recycle の取り組みを徹底しましょう。

3R(スリーアール)の取り組みを徹底しましょう！	
Reduce (ごみを減らす)	自分専用のコップを用意し、使い捨ての紙コップは使わない。昼食等は使い捨て容器を使用しない など
Reuse (繰り返し使う)	修理して使える備品は捨てずに修理する、使わなくなった紙をメモ用紙として活用する など
Recycle (資源として再利用する)	プラスチック等で、原料として利用できるものは製造元や仕入先に引き取ってもらう、紙類・金属・ガラス等再生資源事業者に引渡し、再資源化する など

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条、第25条)

球磨村役場税務住民課
住民保険係
TEL:0966-32-1113
FAX:0966-32-1230